

# 納付を忘れていた税金はありますか？



▶ 問合せ 役場収納課

## 納付はお済みですか？

平成25年度に納付いただく税金の納め忘れはありませんか？  
今一度ご確認をお願いいたします。4月になると平成26年度の税金が課税されますので、平成25年度の税金はお早めに納付してください。

## 納付書はありますか？

お手元に納付書がある場合は、役場出納室または納付書裏面に記載のある金融機関の窓口で納付してください。紛失してしまった場合は再発行しますので、収納課へご連絡ください。

## 納期限を過ぎてしまうと…

納期限を過ぎても納付がないと『督促状』を発送して納付のお知らせをします。  
納付が遅れると、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算される延滞金も、合わせて納付しなければならなくなる場合がありますので、今一度納め忘れの税金がないかご確認ください。

## 納付には便利な 口座振替をご利用ください

口座振替は一度手続きをすれば継続して利用でき、納期限を忘れてしまっても自動的に納付できます。利用できる金融機関は納付書裏面に記載してあります。お申込みは収納課または金融機関で手続きしてください。

## 税金を滞納してしまうと…

『督促状』を送付しても納付やご連絡がない場合は、『催告書』の送付や電話連絡により納付のお知らせをします。  
しかし、これらの納付催告に応じていただけない場合や、ご連絡もなく滞納をそのまま放置されますと、勤務先・取引先・金融機関等への財産調査や、財産の差押（預貯金・不動産・給与等）などの滞納処分を受けることとなります。

## 納付が困難な場合は？

失業や事業の不振、病気、生活困難など、やむを得ない事情で納期限までに納付ができない場合は、お早めに収納課へご相談ください。  
収納課では、納税に対して誠意が見られない人には滞納処分をして、納期限までに納付された方との公平性を保つことに努めています。

## 平成26年度から町税の 前納報奨金制度が廃止になります

平成26年度から、個人町県民税(普通徴収)と固定資産税・都市計画税について、前納報奨金制度が廃止になります。  
○**全期前納(一括納付)はこれまでどおり行えます**

前納報奨金制度は廃止になりますが、これまでどおり納付書または口座振替により、納期限内に全期前納はできますので、引き続き早期納税にご協力をお願いします。  
○**口座振替で全期前納から期別納付(4期に分けて納付)へ変更を希望される人は届け出が必要です。**  
詳細は収納課へお問合せください。

## 平成26年4月から町税などを コンビニで納めることができます

4月1日以降に発行される町税等の納付書により、コンビニエンスストアで納付できるようになります。

### ○納付できる税目

固定資産税・都市計画税、軽自動車税、町県民税、国民健康保険税

### ○納付できるコンビニ

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーシップ、ミニストップ、スリーエフ、コミュニティストア、セーブオン、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、MMK(マルチメディアアキオスク)設置店、セイコーマート、ココストア、SPAR(三菱UFJニコスの表示店舗に限る)、エブリワン、R I C マー ト



- コンビニで取扱いできない納付書**  
①バーコードが印字されていないもの  
②納付書に記載されている「指定納期限」を過ぎているもの  
③汚れや破損、折り曲げなどによりバーコードを読み取ることができないもの  
④金額を訂正したもの  
⑤納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- その他、コンビニで納付できる料金**  
町税以外に次の料金もコンビニで納付できるようにあります。詳細は各担当課にお問合せください。  
①後期高齢者医療保険料(住民課)  
②介護保険料(福祉課)  
③保育料・保育所使用料および児童クラブ使用料(子育て支援課)  
④下水道受益者負担金(上下水道課)  
※水道料金は平成25年7月からコンビニ収納を開始しています

● 平成26年度 町税納期限一覧表

納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	納期限	4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2
税目	水曜日	月曜日	月曜日	木曜日	月曜日	火曜日	金曜日	月曜日	木曜日	月曜日	月曜日
固定資産税 都市計画税	第1期(全期)			第2期					第3期		第4期
軽自動車税		定期									
町県民税			第1期(全期)		第2期		第3期			第4期	
国民健康 保険税				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期